

公立大学法人宮崎公立大学第2種非常勤講師就業規則

平成28年4月1日

規程第134号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）における第2種非常勤講師（以下「第2種非常勤講師」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 第2種非常勤講師の就業に関しこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第3条 法人及び第2種非常勤講師は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

(採用)

第4条 第2種非常勤講師の採用は、選考による。

(雇用期間)

第5条 第2種非常勤講師の雇用期間は、原則として1年以内とし、必要に応じ更新することができる。

(雇用条件の明示)

第6条 第2種非常勤講師の雇用に当たっては、雇用期間、従事させる勤務の内容、給与の額、勤務時間等雇用条件を明示するものとする。

(提出書類)

第7条 第2種非常勤講師として採用された者は、常勤教員の例により所要の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する提出書類の事項に異動があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(試用期間)

第8条 第2種非常勤講師として採用された者には、最初の採用日から3月の試用期間を設ける。

2 試用期間中の第2種非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない。

(1) 勤務成績が不良な場合

(2) 心身の故障のため職務遂行に支障がある場合

(3) 前各号に定めるもののほか、第2種非常勤講師としての適格性を欠く場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(解雇)

第9条 理事長は、第2種非常勤講師が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小、組織の改廃、その他業務上の都合により剩員が生じ、かつ他に適当な配置先がない場合

(退職)

第10条 第2種非常勤講師は、雇用期間満了の場合を除き、退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。

2 第2種非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

- (1) 雇用期間が満了したとき 雇用契約期間満了日
- (2) 死亡したとき 死亡日
- (3) 災害によることなく生死不明、所在不明となったとき 生死不明、所在不明の期間が60日以上になった日の翌日

3 前項第1号の規定は、雇用契約を更新するときは適用しない。

(勤務時間)

第11条 第2種非常勤講師の勤務時間は、担当する授業科目の開講時間及び公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第44条第2項に規定する教員（以下「常勤教員」という。）の勤務時間の範囲内（1週30時間以上40時間未満）で法人の業務を行うため理事長が必要と認める時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要がある場合には、前項により定める所定労働時間の範囲内において、始業、終業及び休憩時間の時刻等を変更することができる。

(休日)

第12条 第2種非常勤講師の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- (5) その他特に理事長が定める日

(休日の振替)

第13条 理事長は、前条の規定による休日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該休日の一週間前までに、第11条第1項により定める所定労働時間を割り振られた勤務日を休日に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務

することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項に定める休日の振替は、勤務を命ずる必要がある日の週において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは、勤務を命ずる必要がある日の属する月において行うものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、前条第3号に規定する日に授業を実施するときは、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則第46条第2項の例により行うことができる。

(報酬)

第14条 第2種非常勤講師の報酬は月額とし、常勤教員に適用する職員給与規程別表第2教育職給料表2級1号給の給料月額に16.5（附則第3号において「算定率」という。）を乗じ、かつ、当該第2種非常勤講師の1週間の勤務時間を常勤教員の1週間の勤務時間で除した額を乗じて得た額を12で除した額を基準として理事長が別に定める。教育職給料表2級1号給の給料月額×16.5×第2種非常勤講師の1週間の勤務時間

常勤教員の1週間の勤務時間×12

- 2 第2種非常勤講師に通勤手当を支給するものとし、通勤手当の額については、常勤教員の例による。
- 3 報酬及び通勤手当の支給、返納及び口座振替については、常勤職員の例による。

(報酬の減額)

第15条 第2種非常勤講師が勤務をしなかった場合は、休日又は休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認を得た場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次項に規定する1時間当たりの報酬額の減額を行う。

- 2 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額に12を乗じ、その額を1の年における第2種非常勤講師の勤務を要する全時間数で除した額とする。

(出張)

第16条 理事長は、業務上必要がある場合は、第2種非常勤講師に出張を命じることができる。

- 2 出張を命じられた第2種非常勤講師が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第17条 第2種非常勤講師が出張を命ぜられた場合の旅費については、常勤教員（教育職給料表2級以下の者）の例による。

(服務)

第18条 第2種非常勤講師は、法人の職員としての自覚をもって職務を誠実かつ公平に遂行しなければならない。

- 2 第2種非常勤講師は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの規程の定めに従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなくてはならない。

- 3 第2種非常勤講師は、法人の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 第2種非常勤講師は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 第2種非常勤講師の服務については、公立大学法人宮崎公立大学職員服務規程を準用する。

(年次有給休暇等)

第19条 第2種非常勤講師の年次有給休暇の日数及び繰越の限度については、常勤教員の例による。

- 2 第2種非常勤講師については、公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則第12条及び第13条による休暇を与えることができるものとし、給与等の取扱いについては、短時間勤務職員の例による。
- 3 第2種非常勤講師のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。
- 4 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児休業・介護休業等に関する規程」で定める。

(懲戒)

第20条 第2種非常勤講師の懲戒及び懲戒解雇については、任期付職員の例による。

(労働災害等の補償)

第21条 第2種非常勤講師の公務災害及び通勤災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(健康診断)

第22条 第2種非常勤講師の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定めるところによる。

(受診の命令)

第23条 第2種非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人は職員に対し、法人の指定する医師の受診を命じることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと思料される場合
 - (2) 傷病を理由に欠勤、遅刻、早退を繰り返す場合
 - (3) 職務の能率、勤務態度の変化等により、身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合
 - (4) その他、上記各号に準ずる場合で、法人が必要と認める場合
- 2 第2種非常勤講師は、正当な理由がない限り、前項に定める命令を拒むことはできな

い。

- 3 第2種非常勤講師は、受診の結果を法人に提出しなければならない。
(社会保険等)

第24条 第2種非常勤講師の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

(無期労働契約への転換)

第25条 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結する第2種非常勤講師のうち、通算契約期間が5年を超える第2種非常勤講師は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換することができる。

- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月（当該期間の直前に満了した有期労働契約の契約期間が1年に満たない場合にあっては、当該有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上ある第2種非常勤講師については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
- 3 この規則は、第1項の規定により無期労働契約に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約に転換した第2種非常勤講師に係る定年年齢は、満65歳（定年年齢を超えた後、無期労働契約に転換した場合は、無期労働契約に転換した年齢とする。）とし、定年年齢に達した日以後における最初の3月31日をもって退職とする。

- 4 第1項の規定により無期労働契約に転換した第2種非常勤講師の労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一のものとする。ただし、当該第2種非常勤講師が担当する科目及びその数、日時等は、カリキュラム編成等に基づき変更することがある。

- 5 理事長は、第9条に定めるもののほか、無期労働契約に転換した第2種非常勤講師が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。
- (1) 担当することができる科目が開講されないとき。
- (2) 担当することができる業務（科目を含む。）に人員の余剰が見込まれるとき。
- (委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前において受けている報酬の金額が第14条第1項の規定より得られる報酬の金額を上回る場合は、同項の規定に関わらず、施行日以前において受けている報酬の金額とする。

3 第14条第1項の算定率は常勤教員に支給される月額給与の年間の支給回数（12回）及び期末手当及び勤勉手当の支給月額を基準として「16.5」とするが、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程第16条及び第19条に基づき常勤教員に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計が4.5から0.5以上増減するときは、第14条第1項に規定する算定率を見直すものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 第14条第1項の規定に関わらず、当分の間、教職課程に関する第2種非常勤講師の報酬は、理事長が別に定める。
- 3 第14条第1項の適用については、当分の間、同項中「教育職給料表2級1号給の給料月額」とあるのは、「317,100円」とする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。